

## 厚木市工場立地に関する準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第2項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区 域	緑地面積率(緑地の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域及び工業地域(以下これらを「甲区域」という。)	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域(以下「乙区域」という。)	100分の5以上	100分の10以上

2 前項の表の規定を適用する場合において、緑地が環境施設以外の施設及び太陽光発電施設(以下「環境施設以外の施設等」という。)と重複するとき又は建築物屋上等緑化施設が設けられているときは、環境施設以外の施設等と重複する緑地の面積又は建築物屋上等緑化施設的面積については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の2分の1を上限として緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができる。

(敷地が2以上の区域にわたる場合)

第4条 特定工場の敷地が、甲区域、乙区域又はこれらの区域以外の区域の2以上の区域にわたる場合における前条第1項の表の規定の適用については、当該敷地において、甲区域及び乙区域の占める割合が当該敷地の2分の1以上のときは、その占める敷地が広い区域に係る同表の規定を当該敷地について適用し、その占める割合が2分の1未満のときは、当該敷地については、同表の規定は、適用しない。

2 前項の規定に基づき前条第1項の表の規定を適用する場合において、甲区域及び乙区域の当該敷地における面積が同じであるときは、乙区域に係る同表の規定を適用する。

## 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が開始された特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条第1項の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）備考1及び3の規定の例による。この場合において、法準則備考1の二中「0.2」とあるのは、準工業地域及び工業地域にあつては「0.1」と、工業専用地域にあつては「0.05」と、法準則備考1の三中「0.25」とあるのは、準工業地域及び工業地域にあつては「0.15」と、工業専用地域にあつては「0.1」と、法準則備考3の一中「0.2」とあるのは、準工業地域及び工業地域にあつては「0.1」と、工業専用地域にあつては「0.05」と、法準則備考3の二中「0.25」とあるのは、準工業地域及び工業地域にあつては「0.15」と、工業専用地域にあつては「0.1」と読み替えるものとする。